

投資促進等ワーキンググループ ヒアリング資料

平成 27 年 11 月 27 日 (金)

一般社団法人 生命保険協会

加盟会社数	41社(平成27年9月30日時点)
目的と事業	<p>わが国における生命保険業の健全な発達及び信頼性の維持を図り、もって国民生活の向上に寄与することを目的として、次の事業を実施。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 生命保険事業に関する情報提供及び理解促進に関する事業2. 生命保険に関する相談、苦情対応及び紛争解決に関する事業3. 生命保険事業の適切な運営を確保するための制度及び施策に関する事業4. 社員会社等の職員に対する教育及び研修に関する事業5. 生命保険の理論及び実務等に関する調査研究に関する事業6. 関係官庁、関係機関その他に対する意見の表明等に関する事業7. 社会的責任を遂行するための事業8. その他本協会の目的を達成するため必要と認められた事業
沿革	<p>1898(明治31)年：生命保険会社談話会を設立 1905(明治38)年：談話会を生命保険会社協会に発展的に改組 1908(明治41)年：生命保険会社協会、社団法人として認可を得て発足 1942(昭和17)年：生命保険統制会を設立し、生命保険会社協会を生命保険集会所と改称 業務の大部分を生命保険統制会に移管 1945(昭和20)年：生命保険統制会を解散、生命保険中央会を設立して管掌事務を移管 生命保険集会所の名称を生命保険協会と改めて再発足し、生命保険中央 会からの事務を継承 2008(平成20)年：設立100周年</p>

要望内容

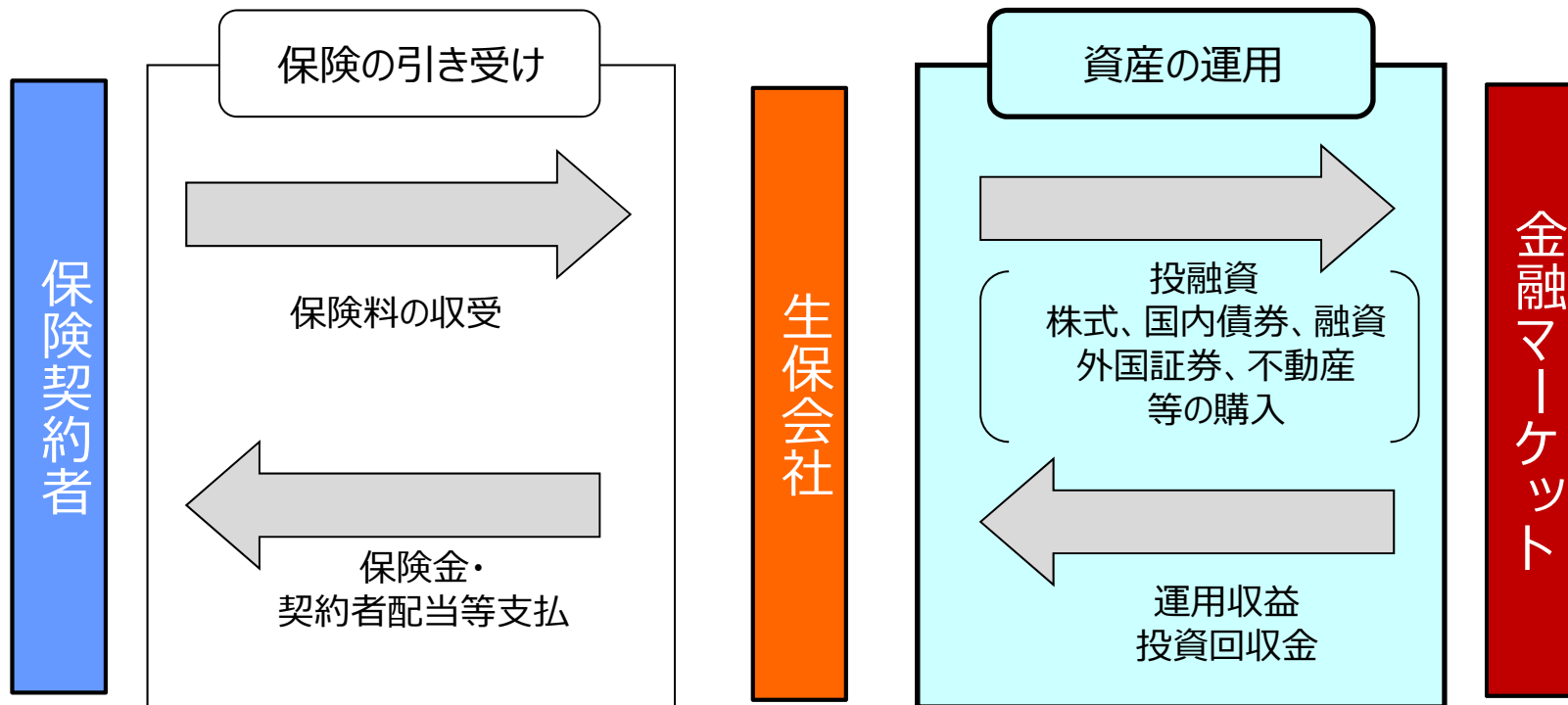
利子補給金制度（総合特区支援利子補給金、エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金、環境リスク調査融資促進利子補給等の制度）における補助金の支給対象に生命保険会社を加えていただきたい。

要望理由

- 生命保険会社は、生命保険契約により受け入れた保険料を長期に亘る企業貸付等により運用しており、その資金は全国各地において企業の設備投資等に広く活用されている。
- 生命保険会社の融資残高は約34兆円と、相応の規模があり、補給金の支給対象に生命保険会社を加えることで利子補給制度の実効性がさらに高まる可能性がある。
- 事業者側においても、資金調達手段の多様化や資金調達先の分散化が実現するなど、利便性の向上が期待できるほか、地域経済や日本経済全体の発展につながる可能性もある。

生命保険会社の資産運用について

- 生命保険会社は、保険契約者から保険料をお預かりし、その資金で有価証券への投資や貸付等の資産運用を行っている。
- また、資産運用において得た運用収益や投資回収金を用いて、保険金の支払い等を行っている。



生命保険会社による融資の状況について①

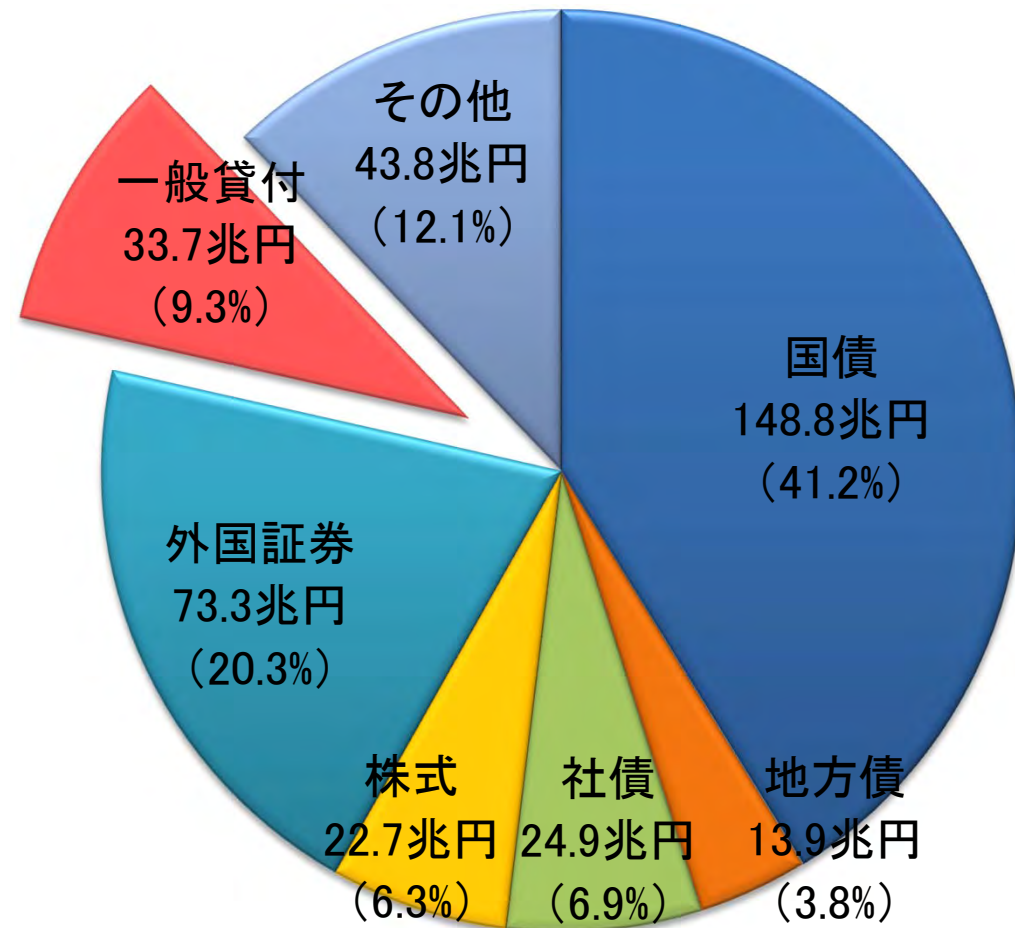
- 生命保険会社にとって、貸付は保険料を運用するための主要な手段のひとつ。
- H27.3末の運用資産は360兆円。一般貸付（※）は33.7兆円で9.3%を占める。

■ 運用資産の内訳（H27.3末、加盟全社計）

単位：百万円、%

	残高	
		構成比
現金及び預貯金	5,608,048	1.6
コールローン	3,672,974	1.0
買入金銭債権	2,790,802	0.8
金銭の信託	3,332,557	0.9
有価証券	299,429,547	82.9
（国債）	148,761,706	41.2
（地方債）	13,868,619	3.8
（社債）	24,855,320	6.9
（株式）	22,697,930	6.3
（外国証券）	73,280,494	20.3
貸付金	36,810,301	10.2
（一般貸付）	33,741,234	9.3
有形固定資産	6,241,015	1.7
運用資産	360,999,315	100.0

※一般貸付：貸付金から保険約款に基づく貸付を除いたもの。大半は企業向け貸付。



生命保険会社による融資の状況について②

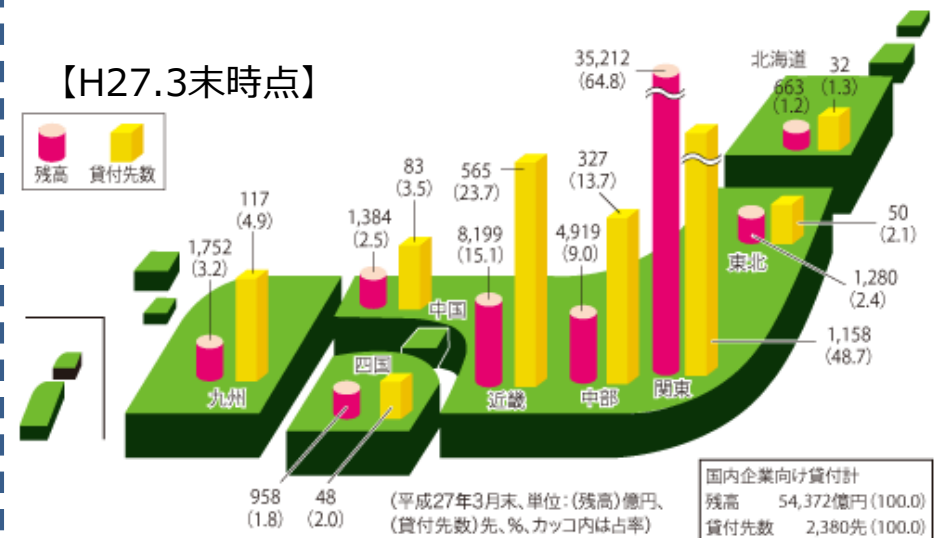
○ 生命保険会社は貸付を全国各地の企業に対して実施している。

■ 地域別企業向け貸付金額 (H27.3末)

単位：億円、%

	加盟全社計		A社	
	金額	占率	金額	占率
北海道	1,746	0.6%	664	1.2%
東北	3,545	1.2%	1,281	2.4%
関東	231,269	80.7%	35,212	64.8%
中部	17,056	6.0%	4,920	9.0%
近畿	21,628	7.5%	8,200	15.1%
中国	3,601	1.3%	1,385	2.5%
四国	2,094	0.7%	959	1.8%
九州	5,528	1.9%	1,752	3.2%
合計	286,467	100.0%	54,372	100.0%

＜ご参考＞ 地域別企業向け貸付残高・貸付先数 (A社の場合)



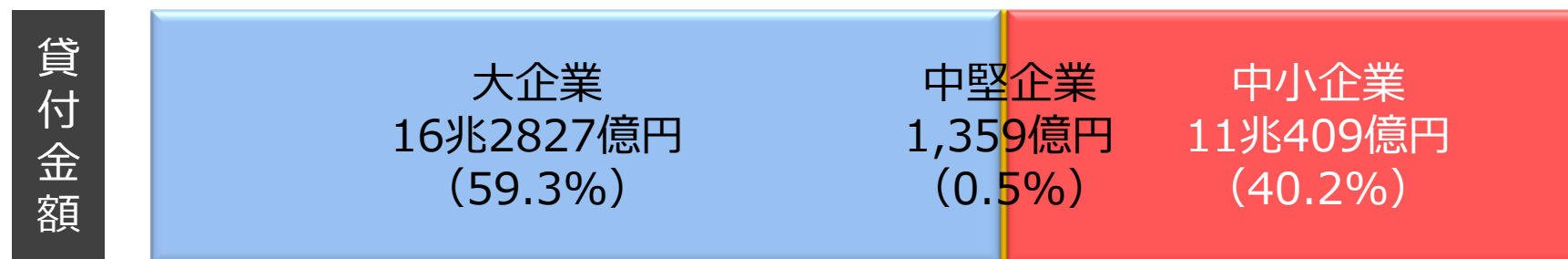
- 貸付先の企業規模も多様であり、貸付先数、金額いずれで見ても中堅・中小企業が4割を超えている。

■ 企業規模別貸付先数（H27.3末、加盟全社計）



※貸付先は各社公表数値の単純合計のため重複あり

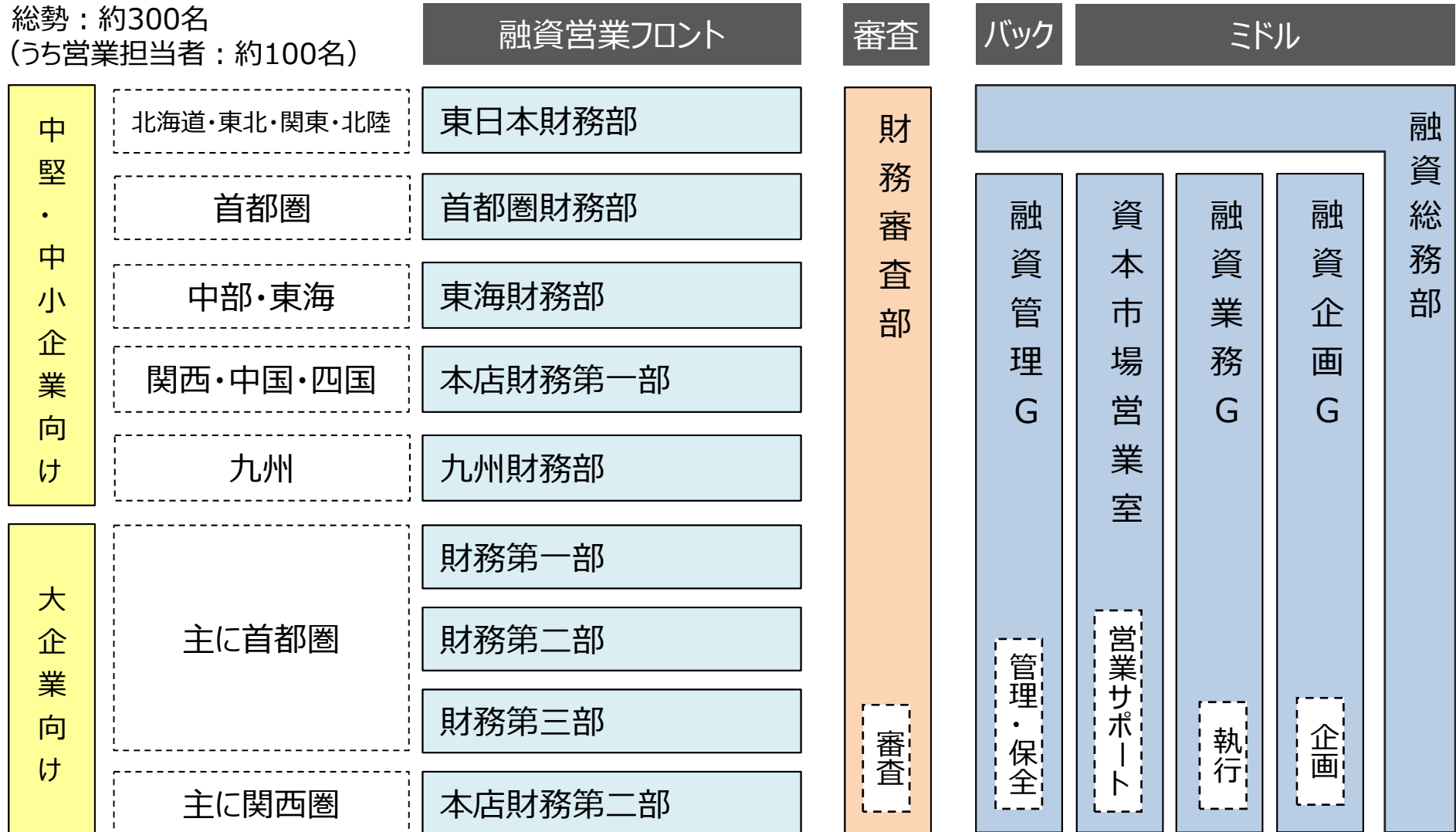
■ 企業規模別貸付金額（H27.3末、加盟全社計）



生命保険会社の融資営業体制の例

○ 融資に係る営業体制、審査体制についてA社の事例では次の通り

総勢：約300名
(うち営業担当者：約100名)



利子補給金制度の例①

○ 総合特区支援利子補給金制度の概要は下表の通り。

制度	総合特区支援利子補給金制度
管轄省庁	内閣府
制度概要	総合特区計画の推進に資する事業を実施する事業者が内閣総理大臣の指定を受けた金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、政府が予算の範囲内で、指定金融機関に対し総合特区支援利子補給金を支給するものであり、民間事業者の金利負担の軽減を図ることで円滑な事業実施に寄与することを目的とした制度。
対象金融機関	<ul style="list-style-type: none">① 銀行② 信用金庫及び信用金庫連合会③ 労働金庫及び労働金庫連合会④ 信用協同組合及び信用協同組合連合会⑤ 農業協同組合及び農業協同組合連合会⑥ 漁業協同組合、 漁業協同組合連合会 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会⑦ 農林中央金庫⑧ 株式会社商工組合中央金庫⑨ 株式会社日本政策投資銀行

○ エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金の概要は下表の通り。

制度	エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金
管轄省庁	経済産業省／資源エネルギー庁
制度概要	産業・業務・運輸部門における省エネルギーを推進するため、省エネルギー設備の導入に必要な資金の貸付金利を低利とするため、民間団体等を通じて民間事業者等に対して予算の範囲内において利子補給金を交付する制度。
対象 金融機関	<ul style="list-style-type: none">① 銀行② 信用金庫③ 労働金庫④ 信用協同組合⑤ 農業協同組合⑥ 漁業協同組合⑦ 農林中央金庫⑧ 株式会社商工組合中央金庫⑨ 株式会社日本政策投資銀行

○ 環境リスク調査融資促進利子補給事業の概要は下表の通り。

制度	環境リスク調査融資促進利子補給事業
管轄省庁	環境省
制度概要	補助金の交付の決定を受けた一般社団法人環境パートナーシップ会議が、補助金を活用して、環境リスク調査融資のうち地球温暖化対策のための設備投資に係る融資を行う金融機関に対し、その利子の軽減を目的とする給付金を交付する事業。
対象 金融機関	<ul style="list-style-type: none">① 銀行② 信用金庫及び信用金庫連合会③ 労働金庫及び労働金庫連合会④ 信用協同組合及び信用協同組合連合会⑤ 農業協同組合及び農業協同組合連合会⑥ 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会⑦ 農林中央金庫⑧ 株式会社商工組合中央金庫⑨ 株式会社日本政策投資銀行

- 生命保険会社は利子補給金制度に参加できないことから、融資営業の場では他の金融機関との競争上、不利に働くケースも見受けられる。

■ 競合事例（融資営業の担当者の提案と企業からのコメント）

事例①

【担当者からの提案】 既存の借入が満期を迎えることから、企業へ金利提案を実施。

【企業からのコメント】 良い金利を提案してもらっているという感触はあるが、他の金融機関で経済産業省の利子補給を活用すると出来上がりで0.1%となるため、生保からの借入は受けられない見込み。なお、利子補給制度は今後も継続して利用する予定。

事例②

【担当者からの提案】 今期の資金調達に際して、企業へ金利提案を実施。

【企業からのコメント】 提案された金利は良い水準であるが、環境省の利子補給制度を利用できる他の金融機関からはさらに良い金利の提案が出ているため、そちらから借入を実施する予定。

事例③

【担当者からの提案】 設備投資のための資金調達に際して、企業へ金利提案を実施。

【企業からのコメント】 今回の資金調達は利子補給付の金融機関から借入を行うスキームとしており、それ以外の金融機関は参加できない。

- 生命保険会社は利子補給金制度に参加できないことから、融資営業の場では他の金融機関との競争上、不利に働くケースも見受けられる。

■ 競合事例（続き）

事例④

【企業からのコメント】 設備資金について、制度融資や環境融資等を活用し、7年や10年の長期借入を割安な金利で調達が出来ている。そのため、これらの制度融資等が利用できない生保にお願いすることはメリットがない。

事例⑤

【企業からのコメント】 設備投資を実施するために借入をしたが、総合特区支援利子補給金活用事業に認定されたため、金利は概ね0%であった。

事例⑥

【企業からのコメント】 期間7 - 10年で長期借入を予定だが、資源エネルギー庁制度融資（環境対策・省エネ投資に対する貸付）を利用する予定。

要望内容

利子補給金制度（総合特区支援利子補給金、エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金、環境リスク調査融資促進利子補給等の制度）における補助金の支給対象に生命保険会社を加えていただきたい。

要望理由

- 生命保険会社は、生命保険契約により受け入れた保険料を長期に亘る企業貸付等により運用しており、その資金は全国各地において企業の設備投資等に広く活用されている。
- 生命保険会社の融資残高は約34兆円と、相応の規模があり、補給金の支給対象に生命保険会社を加えることで利子補給制度の実効性がさらに高まる可能性が高い。
- 事業者側においても、資金調達手段の多様化や資金調達先の分散化が実現するなど、利便性の向上が期待できるほか、地域経済や日本経済全体の発展につながる可能性が高い。